平成３０年（フ）第２２６号
静岡市葵区羽鳥５丁目５番15号　アビタシオン羽鳥201号
債務者　深澤　陽子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白山　聖浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０２０号
神奈川県藤沢市石川２丁目15番地の14　サンハロー湘南台1003号室
債務者　福岡　明夫
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　昌人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１９号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目39番12―108号　カザベーラ坂戸
債務者　尾形　信之
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１４２号
静岡県島田市幸町５番の15
債務者　西本　　明
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４５号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　県営古井住宅16―605
債務者　松下　正一
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　未央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２４５号
神奈川県横浜市磯子区岡村５丁目19番15―403号、住民票上の住所埼玉県所沢市向陽町2110番地の24　エディッタ向陽町Ｂ
債務者　加藤　祐治
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第６４６号
名古屋市西区那古野２丁目１－６　ライジングコート名古屋駅前東1003、住民票上の住所名古屋市名東区亀の井３丁目167番地　グリーンコーポ東一社Ａ棟506号
債務者　小田　直樹
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　善隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第６３５号
札幌市白石区菊水２条３丁目２番20―405号
債務者　小檜山直子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６６２号
札幌市北区北27条西12丁目５番23号　ソシアルトミイＮＯ．76―２号
債務者　若松　千景（旧姓賀野）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６９８号
札幌市南区澄川４条９丁目１番８号　フォーサイト澄川203号
債務者　秋山　清風
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７２３号
札幌市白石区栄通13丁目４番16号
債務者　木下　弘美
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７２９号
札幌市北区北32条西６丁目２番18号　パルハイツⅠ－８号
債務者　佐藤　　輝
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７５８号
北海道石狩市花川南６条１丁目11番地１　グリーンコート花川Ｄ―203
債務者　西野　公賀
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７６３号
札幌市西区八軒１条東１丁目３番１号　サイレンス琴似106号
債務者　長谷川　寛
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７６８号
札幌市白石区東札幌４条１丁目３番20―207号
債務者　青木　鉄平
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５号
釧路市文苑３丁目２番10号　サンシティ文苑101号室
債務者　尾河　　篤
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
釧路地方裁判所